

第 4 1 号議案

「旧中野刑務所正門」の取扱いにかかる意見について

上記の議案を提出します。

令和 2 年（2020 年）9 月 4 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

区が購入を予定している旧矯正管区用地に存する旧中野刑務所正門にかかる文化財的価値並びに保存及び公開又は平和の森小学校新校における良好な教育環境の確保について、区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

「旧中野刑務所正門」の取扱いにかかる意見について

令和元年12月19日に中野区長から、区が購入を予定している旧矯正管区用地に存する旧中野刑務所正門の取扱いにかかる意見聴取が教育委員会に対して行われた。

これを受け、令和2年1月16日に中野区文化財保護審議会に諮問を行い、同年7月30日付で中野区文化財保護審議会から、別紙のとおり「中野区文化財保護審議会への諮問について」が答申された。

については、この答申を踏まえ、「旧中野刑務所正門」の取扱いにかかる意見を提出する。

1 文化財的価値について

近代の新たな建築様式を模索し始めた明治末期から大正期の建築物であり、わが国の煉瓦造建築の技術的・意匠的到達点を示すものとしても重要と考えられる。

また、関東大震災や第二次世界大戦の戦災をくぐりぬけ残されたことも、地域の近代遺産として価値があると考えられる。

2 保存のあり方について

創建時の状況を尊重し、技術・意匠に損傷のない形で復原・補修し、保存することを検討することが望ましい。また、耐震補強を行う場合は、文化財的価値を損なわない工法で行う必要がある。

ただし、平和の森小学校新校舎建設に影響が出ない範囲での保存を条件とする。

3 公開のあり方について

文化財保護法の趣旨を鑑みると、随時見学できるような公開活用を

図るとともに、できる限り正門内部空間の有効活用も検討することが必要と考える。また、建物が一望できる十分な面積を周辺に確保し、用地内を整備することが望ましい。

なお、公開に当たっては、平和の森小学校新校舎における教育活動に影響が出ないよう十分配慮されたい。

4 平和の森小学校新校における良好な教育環境の確保について

旧中野刑務所正門を現在の場所で保存及び公開することになると、新校舎を建設するための校地面積及び地形が確保できず、当該用地内で適切な教育活動を遂行することが難しくなる。

また、旧中野刑務所正門の保存及び公開の場所は、真正性を失わない範囲で、学校予定地以外で確保されたい。

なお、場所を移動することとなった場合は、新校舎開設時期に影響が生じないように配慮を求める。

5 その他の要望事項について

平和の森小学校新校舎竣工までの期間において、引き続き狭小な当該校校庭を補完するための場所の手当など、良好な教育環境確保への配慮を求める。

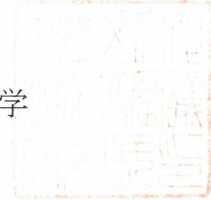
令和2年7月30日

中野区教育委員会

教育長 入野 貴美子 様

中野区文化財保護審議会

会長 大石 学



中野区文化財保護審議会への諮問について(答申)

令和2年1月16日付31中区文第883号で諮問をお受けしました、旧中野刑務所正門の文化財的価値並びに保存及び公開について、審議いたしました結果、意見をとりまとめましたので、中野区文化財保護条例第18条の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 文化財的価値

明治前・中期の西欧の模倣から脱却し、近代の新たな建築様式を模索し始めた明治末期から大正期の建築物であり、また、わが国の煉瓦造建築の技術的・意匠的到達点を示すものとして極めて重要である。関東大震災や第二次世界大戦の戦災をくぐりぬけ残されたことも、地域の遺産として貴重である。

2 保存のあり方

創建時の状況を尊重し、技術・意匠に損傷のない形で復原し、さらに補修を施し保存する。また、必要があれば、文化財的価値を損なわない工法で耐震補強を行う。

なお、曳家を選択する場合はその理由を明確にし、真正性を重視し旧中野刑務所敷地内で保存する。

3 公開のあり方

文化財保護法の趣旨に鑑み、随時見学できるような公開活用を実現する。できる限り正門内部の空間も有効活用する。その際、最も重要な正面と背面及び側面が一望できる十分な面積を建物周辺に確保し、用地内を整備することが不可欠である。

4 保存公開の留意点

保存と公開を一体としてとらえ、別途、保存活用計画を検討すること。

詳細は別記参照

1 文化財的価値

(1) 設計者 後藤慶二について

後藤慶二(1883~1919)は、1909(明治42)年に東京帝国大学工科大学建築学科を卒業後、司法省営繕課司法技師となり豊多摩監獄の設計を担当した。若い頃より洋画の美術団体である白馬会で学び、俳句雑誌「ホトトギス」同人として詩歌にも長じ、能・歌舞伎にも造詣が深い、多才な建築家であった。建築史上、近代建築運動のキーパーソンの一人として評価されている。特に、建築設計を芸術の域に導くために、構造と意匠の関係の考察を深め、当時、導入され始めた鉄筋コンクリート構造研究の先駆者ともなった。構造力学と芸術性の追究は、後の建築動向に大きな影響を与えた。しかし、35才で早逝したこともあり、作品は少なく、この正門は後藤の設計による唯一残された作品である。

(2) 建築史上の位置づけ

わが国の近代建築は、ジョサイア・コンドルら外国人の指導のもと、辰野金吾・片山東熊ら第一世代が西洋建築技術を吸収し実践したことに始まる。

彼らの指導を受けた後藤慶二ら第二世代の段階では、習熟した技術に加えて、20世紀初頭にはじまる鉄骨造や鉄筋コンクリート造などの新技術の台頭により、新たな表現形式の模索が始まった。これにより近世末期にわが国に導入された煉瓦造建築物は、新しい方向性が試行されるようになった。豊多摩監獄本館は、その萌芽ともいえる作品だが、現存しない。幸い残されている正門は、この頃の新しい表現形式の意匠・技術を伝える唯一の遺構といえるものである。

また、煉瓦造は、関東大震災を契機に、以後ほぼ採用されなくなったことを踏まえると、旧中野刑務所正門はその最終段階の貴重な例といえる。

(3) 技術・意匠について

イギリス積という西欧技術を採用しつつ、覆輪目地という、現在では失われた日本の化粧技術を駆使した仕上げの建物である。正面開口部上部はアーチ状にデザインされ、煉瓦の長軸を半枚ずつずらして段状に仕上げ、重厚感を演出している。北側開口部両側支え柱の斜め部分は楔形に製作された特注の煉瓦を交互に重ねることにより造作されている。全体的に緻密な作業を施し、丁寧な施工に日本の高度な職人の技が窺える。鉄筋コンクリート導入期に建設された、最終段階の煉瓦造建築である。

このように、わが国の煉瓦造建築の技術的・意匠的到達点を示す建造物として、極めて重要である。

(4) 地域の近代遺産

周辺地域には、国指定名勝哲学堂公園、国登録有形文化財旧野方配水塔などの文化財が存在する。これらは、戦災をくぐり抜け、保存されてきたもので、近代日本の発展を象徴する文化遺産として貴重なものである。旧中野刑務所正門は、これらとともに、地域の近代遺産として大切にし、保存活用を図る価値がある。

(5) 日本の行刑制度との関係

付帯する歴史的価値としては、正門が属する旧中野刑務所が、1910(明治43)年から1922(大正11)年までの豊多摩監獄時代には、わが国初の「階級処遇制度」を導入し、1922(大正11)年から1946(昭和21)年までの豊多摩刑務所時代には「職業訓練」、1957(昭和32)年から1983(昭和58)年までの中野刑務所時代には「分類センター」「職業訓練所」など受刑者の更生に重きを置き、わが国の行刑制度の先駆的・指導的な役割を果たしてきたことも重要である。

2 保存のあり方

(1) 前提となる条件

文化財として恒久的に保存していくことが望ましい。ただし、現在の門の地盤面は創建期よりもかさ上げされており、現在の地上面より建物全体が5.5cm下に沈んだ状況となっている。そのため、建物の維持のために良好な湿度維持と雨水処理が求められる。十分な周辺管理用地の確保とともに、周辺地面を掘り下げたり、あるいは、建物全体を持ち上げ、当初の景観を復原するなどの方策が検討されなければならない。さらに、修理復原と耐震補強、周囲の安全性の確保が必要である。

(2) 修理復原・耐震診断について

修理復原については、部分改修はあるものの、大きな改変は認められない。このため、創建期の部材が良く残存し、後藤慶二の設計意匠はそのまま保存されている。したがって、創建期の状況に戻すことが望ましい。

耐震補強については、調査の結果、経年による破損や歪み、傾きはほとんど確認されず、現状変更を極力軽微にし、かつ効果的な方法を採用することが課題である。

(3) 曳家を選択する場合の留意点

新設される学校の設計との関係や、様々な条件から、やむなく曳家を選択するに至った場合は、その理由を明確にした上で、施工に際しては、常に真正性を保つことが大切である。また、少なくとも旧中野刑務所敷地内での保存を図り、旧位置に何らかの表示をすることが必要である。

(4) 修復・耐震補強検討会議体と記録保存

修理復原、耐震補強、もしくは曳家の実施にあたっては、建築、耐震の専門学識者を構成メンバーに含む会議体を設け、逐次、検証しつつ進行することが重要である。

大正期の煉瓦造建築物の修復は、その希少性から今後の近代建築物の保存・修復の指標ともなる可能性が高く、工法などに専門的関心が寄せられることが考えられる。そのため、その作業過程を映像で記録して、残すとともに、記録を有効活用することが必要と考えられる。

3 公開のあり方

旧中野刑務所正門は法務省矯正管区研修所敷地内に存在していたこともあり、重要な歴史的建造物でありながら、建築に携わる専門家以外、一般に知られる状況ではなかった。

したがって、今後は文化財保護法の趣旨に鑑み、広く公開活用をすることが益々必要である。関連して、建築基準法の適用除外については、文化財指定をしていることが条件となる。

また、建物の四面が目視でき、映像媒体等による撮影が可能であることも必要である。特に正面観はこの建築物の価値を象徴している部分であり、これらを勘案すると門の保存と公開のためには、少なくとも周囲東西約41m、南北約39mの用地確保が望ましい(図参照)。

公開については、随時見学可能とすることが望ましい。この場合の見学とは四方の外観を見ること、正門内部も必要に応じて入室可能とすることである。

加えて、見学のための場内整備や防災設備、解説板の設置といった環境整備、パンフレット作成や区ホームページでの紹介など、広報活動も重要である。

4 保存公開にあたっての留意点

保存と公開については、別々に捉えるものではなく、一体とする検討が必要である。保存活用計画を策定し、上記の場内整備や活用方法、整備年次計画などを含め、今後の取扱いについて、区の具体的方針を明確化することが求められる。

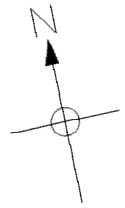
参考文献

- 『旧中野刑務所正門学術調査報告書』中野区区民部文化・国際交流課発行,2019(令和元)年
『中野のまちと刑務所』中野区企画部発行,1984(昭和59)年



旧中野刑務所正門 保存・公開必要面積

- ①正門本体… 106.8 m²
(幅 13.27 m × 奥行き 8.05 m)
- ②縁石植込… 237.6 m²
(幅 18.07 m × 奥行き 13.15 m)
- ③保存・公開必要面積… 1548.4 m²
(幅 40.27 m × 奥行き 38.45 m)



管理用通路 (東京都下水道局)

